

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金・暖房費助成金のご案内

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、市民の生活や暮らしの支援を行うため、住民税均等割非課税世帯などに対して給付金を支給します。また、原油価格高騰を踏まえて灯油購入費の一部も合わせて助成します。

給付金の支給額

臨時特別給付金 1世帯あたり **10万円**
暖房費助成金 1世帯あたり **5千円**

給付金の支給時期

確認書（または申請書）を受理した日から
2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が
「令和3年度住民税均等割が非課税」
の世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で、
令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます（要返送）

令和3年12月10日時点で住民登録のある世帯の世帯主へ送付します。中身を確認して、**返信してください。**

【確認、記入事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号などに誤りがないか
- ②住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯主氏名、確認日、電話番号を記入

申請が必要です

申請期間：2月10日（木）～
9月30日（金）まで

※申請時点で住民登録のある市区町村に申請。
該当する可能性がある場合、まずは七尾市臨時特別給付金コールセンターまでお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。
(例)単身の場合：93万円以下

問い合わせ

七尾市臨時特別給付金コールセンター
☎53-2150 受付時間 平日10:00～17:00

申請窓口

七尾駅前パトリア3階 市民ロビー
受付時間 平日10:00～17:00